

# 定款

一般社団法人日本反射材普及協会

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本反射材普及協会と称する。

2. 当法人の英訳は、JAPAN RETROREFLECTIVE PROMOTION ASSOCIATION (JP-RRPA  
ジェイピーレトロリフレクティブプロモーションアソシエーション) とする。

### (目的)

第2条 当法人は、夜間における交通事故防止を目的とした反射材用品及び反射材を使用した製品（以下「反射材用品等」という。）について、調査研究を行うとともに交通事故防止効果に優れた反射材用品等の普及、活用を促進することにより安全で円滑な交通社会の実現に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 反射材用品等の普及、活用の促進に関する調査研究
- (2) 反射材用品等に対する理解、啓蒙の促進
- (3) 反射材用品等に関する情報の収集及び提供
- (4) 反射材用品等の性能審査及び審査合格の証明
- (5) 反射材用品等の斡旋及び販売
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### (広告)

第4条 当法人の広告は、官報に掲載する方法により行う。

### (主たる事務所の所在地)

第5条 当法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

## 第2章 会員

### (会員資格)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、普通会員をもって一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 普通会員 反射材の加工業者、反射材製品の販売業者及び反射材の製造業者で、当法人の目的に賛同して入会したもの
  - (2) 特別会員 当法人の目的に賛同し、当法人が行う事業に協力することができる法人等
2. 普通会員及び特別会員として本会に入会を希望する者は、会員の推薦を受けた入会申書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (会費等)

第7条 会員は、別に定める会費を毎年納入しなければならない。

2. 当法人は、会員がその資格を喪失しても会員に対して、既納の会費その他の拠出金品を返還しない。

(退会)

第8条 当法人を退会しようとする会員は、退会の理由を記載した書面をもって会長に届出なければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の事業を妨げ、または妨げようとしたとき
- (2) 1年間会費の納入を怠ったとき
- (3) 当法人の事業に関して不正の事実があったとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (2) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (3) 前条の規定により除名されたとき

(届出)

第11条 会員は、社名、代表者の氏名、当該担当者又は主たる事務所の所在地が変更したときは、遅滞なく、その旨を当法人に届け出なければならない。

### 第3章 社員総会

(種類)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(議決権)

第14条 各社員は、社員総会において各1個の議決権を有する。ただし、特別会員は議決権及び選挙権を有しないが、総会において意見を述べることができる。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 定款の変更
- (3) 財産の処分に関する事項
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 会長の選任又は解任に関する事項
- (6) 会員の除名に関する事項
- (7) 解散及び残余財産差の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2. 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会の決定によるとき

(2) 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員から請求があったとき

(招集)

第 17 条 社員総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、または社員の承諾を経て、電磁的方法により、開催日の 2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるときその他議長を務めることができない相当な事由があるときは、副理事長がこれにあたる。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、一般社団法人法及び本定款に特に規定するものを除き総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び継続

(5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第 20 条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって、あるいは電磁的方法により表決し、または他の社員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議長が指名した理事が、議事録を作成し、社員総会の目から 10 年間主たる事務所に備え置く。

2. 議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名又は記名押印しなければならない。

(定数等)

第 22 条 当法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
  - (2) 副理事長 2名
  - (3) 理事 5名以上（理事長、副理事長を含む）
  - (4) 監事 1名以上
2. 前項の理事長をもって、一般社団法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法上の業務執行理事とする。

(選任)

- 第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2. 理事長及び副理事長は理事会の決議によって理事の中から定める。
  - 3. 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。
  - 4. 監事は、他の役員と親族その他の関係にある者であつてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第 24 条 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。
- 2. 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ定めた順序に従い、その職務を代行する。
  - 4. 理事長及び副理事長は毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 25 条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
  - (2) 当法人の業務及び財産並びに会計の状況を監査すること。
  - (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
  - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
  - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
  - (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反し、または、これらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
  - (8) その他監事に認められた法令上の権限行使すること。

(任期)

- 第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の在任期間とする。ただし、増員により選任された監事の任期については、その残存期間が 2 年に満たない時は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
4. 任期の満了または辞任によって退任した役員は、第 22 条で定めた役員の員数が欠けた場合、任期満了又は辞任後においても、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

- 第 27 条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を懈怠したとき
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認めるとき。

(報酬等)

- 第 28 条 役員は無報酬とする。
2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  3. 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

- 第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事項を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 理事個人が自己または第三者のために当法人の事業と競争的な性質の取引をする場合
  - (2) 理事個人が自己または第三者のために当法人と取引する場合
  - (3) 当法人が理事個人の債務を保証すること、その他当法人と理事の利益が相反し、当法人の利益を害するおそれのある取引をする場合
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

## 第 5 章 会長及び顧問

(会長及び顧問)

- 第 30 条 当法人は会長及び顧問を置くことができる。
2. 会長は、当法人の事業目的を理解し理事会が推薦した者で、社員総会の承認を経て理事長が委嘱する。
  3. 顧問は、理事会の推薦を経て、理事長が委嘱する。
  4. 会長及び顧問は、理事長の諮問に応じて意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

(会長及び顧問の任期)

- 第 31 条 会長及び顧問の任期は、2 年とする。

(資格の喪失)

第32条 会長及び顧問は、所定の退任届を提出して任意にいつでも退任することができる。

2. 会長は、理事会の決議によって社員総会の承認を経て解任することができる。

3. 顧問は、理事会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第33条 会長及び顧問は無報酬とする。

## 第6章 理事会

(理事会)

第34条 当法人に理事会を置き、理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (5) 会長及び顧問の推薦及び解任
- (6) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定に関する事項

(招集)

第36条 理事会は、一般社団法人法に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、または電磁的方法により、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第38条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案

について、決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事長及び出席した理事の中から選任された議事録署名人2人以上並びに監事が、署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産及び管理)

第41条 当法人の資産は、会費、寄付金、認定料その他の収入からなるものとする。  
2. 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(剰余金の分配の制限)

第43条 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会において理事の三分の二以上の同意を経て、直近の社員総会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時社員総会において計算書類については承認を得るものとし、事業報告については定時社員総会で報告するものとする。

## 第8章 事務局

(事務局)

第46条 当法人の事務を処理するため事務局を設置する。  
2. 事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 反射材性能審査会

(反射材性能審査会)

第47条 当法人の事業の目的を達成するため、反射材性能審査会を置くことができる。  
2. 反射材性能審査委員は当該事業に關係の深い関係機関・団体の職員並びに学識経験者の中から、理事会の議決を経て、会長が指名する者をもって構成す

る。

(委任)

第 48 条 反射材性能審査会に関する規定は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 49 条 本定款は、理事会において、理事の 3 分の 2 以上の同意を経て、かつ、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

(解散および残余財産の処分)

第 50 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2. 社員総会の決議に基づいて解散する場合には、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
3. 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 11 章 附則

(最初の事業年度)

第 51 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 24 年 3 月 3 日までとする。

(設立時社員の氏名または名称及び住所)

第 52 条 設立時社員の氏名または名称及び住所は次のとおりである。

愛知県春日井市松河戸町字段下 1333 番地の 3  
マルワ工業株式会社  
代表取締役 吉見正彦

東京都足立区千住元町 26 番 2 号  
株式会社ヨシオ  
代表取締役 小泉 俊夫

福井県福井市花堂中二丁目 29 番 5 号  
株式会社丸仁  
代表取締役 雨森 正次郎

(法令の準拠)

第 53 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法例に従う。

## 備 考

定款変更年月日

平成 28 年 5 月 16 日

平成 29 年 5 月 19 日

2020 年 6 月 30 日